第八十八条の二の見出し中「適格組織再編成」を「適格合併等」に改め、同条中「、現物出資法人又は事後設立法人」を「又は現物出資法人」に、「、適格現物出資又は適格事後設立」を「又は適格現物出資」に、「適格組織再編成」を「適格合併等」に、「、被現物出資法人又は被事後設立法人」を「又は被現物出資法人」に改める。

第九十条の二の見出し中「適格組織再編成」を「適格合併等」に改め、同条中「、現物出資法人又は事後設立法人」を「又は現物出資法人」に、「、適格現物出資又は適格事後設立」を「又は適格現物出資」に改める。

第九十一条の二第二項及び第九十二条の二第二項中「適格事後設立」を「適格現物分配」に、「事後設立法人」を「現物分配法人」に改める。

第九十六条第一項第一号イ中「会社更生法又は金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の規定による」を削り、同号ロ中「民事再生法の規定による」を削り、同号ハ中「会社法の規定による」を削り、同項第三号イ中「会社更生法又は金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の規定による」を削り、同号ロ中「民事再生法の規定による」を削り、同号ハ中「破産法（平成十六年法律第七十五号）の規定による」を削り、同号ニ中「会社法の規定による」を削り、同条第二項第二号ロ中「期中貸倒引当金勘定」を「期中個別貸倒引当金勘定」に、「期中貸倒引当金額」を「期中個別貸倒引当金額」に改め、同号ハ中「連結期中貸倒引当金額」を「連結期中個別貸倒引当金額」に、「期中貸倒引当金勘定」を「期中個別貸倒引当金勘定」に改め、同号ヘ中「第五十二条第七項」を「第五十二条第八項」に、「適格分割型分割に係る分割法人」を「適格現物分配（残余財産の全部の分配に限る。）に係る現物分配法人」に、「又は適格分割型分割の日の前日」を「の日の前日又は当該残余財産の確定の日」に、「期中貸倒引当金額」を「期中個別貸倒引当金額」に改め、同号ト中「第五十二条第七項」を「第五十二条第八項」に、「適格分割型分割に係る分割法人」を「適格現物分配（残余財産の全部の分配に限る。）に係る現物分配法人」に、「又は適格分割型分割の日の前日」を「の日の前日又は当該残余財産の確定の日」に、「連結期中貸倒引当金額」を「連結期中個別貸倒引当金額」に改める。

第九十六条第一項中「内国法人が、」を「内国法人を」に、「、現物出資法人若しくは事後設立法人又は被現物出資法人若しくは被事後設立法人となる」を「又は現物出資法人若しくは被現物出資法人とする」に、「、適格現物出資又は適格事後設立」を「又は適格現物出資」に、「を行った場合において、」を「が行われた場合において、当該内国法人が」に改め、同条第三項中「政令で定めるところにより計算した金額」及び「一括評価貸倒引当金繰入限度額」を「一括貸倒引当金繰入限度額」に改める。

第九十八条を削る。

第九十七条の二の見出しを「（適格分割等に係る期中個別貸倒引当金勘定の金額の計算）」に改め、同条中「適格分社型分割等」を「適格分割等」に改め、「及び次条」を削り、「被事後設立法人」を「被現物分配法人」に、「当該移転する」を「その移転する」に、「同条第五項」を「法第五十二条第五項」に改め、同条を第九十八条とする。

第百一条第一項中「第百三条まで」を「以下この条及び次条」に改め、同項第一号中「及び適格合併に該当しない合併又は適格分割型分割に該当しない分割型分割（以下この項において「非適格合併等」という。）により合併法人又は分割承継法人（以下この項において「合併法人等」という。）に移転する対象事業に係る売掛金」を削り、同項第二号中「非適格合併等により合併法人等に移転する対象事業に係るもの及び」を削り、「適格分社型分割、適格現物出資又は適格事後設立」を「適格分割又は適格現物出資」に、「、被現物出資法人又は被事後設立法人」を「又は被現物出資法人」に改める。

第百二条第一項中「内国法人が、」を「内国法人を」に、「、現物出資法人若しくは事後設立法人又は被現物出資法人若しくは被事後設立法人となる」を「又は現物出資法人若しくは被現物出資法人とする」に、「、適格現物出資又は適格事後設立」を「又は適格現物出資」に、「を行った場合において、」を「が行われた場合において、当該内国法人が」に改め、同条第三項中「政令で定めるところにより計算した金額」を「返品調整引当金繰入限度額」に改める。

第百三条から第百十一条までを次のように改める。

第百三条から第百十一条まで　削除

第百十二条第一項を次のように改める。

法第五十七条第二項（青色申告書を提出した事業年度の欠損金の繰越し）に規定する政令で定める要件は、同項の適格合併又は残余財産の確定（第一号において「適格合併等」という。）に係る同項に規定する被合併法人等（以下この項及び次項において「被合併法人等」という。）が、同条第二項に規定する前七年内事業年度のうち欠損金額（同条第二項又は第五項の規定により当該被合併法人等の欠損金額とみなされたものを含み、同条第四項又は第八項の規定によりないものとされたものを除く。）の生じた事業年度（次の各号に掲げる欠損金額にあつては、当該各号に定める事業年度）について青色申告書である確定申告書（当該各号に掲げる欠損金額にあつては、確定申告書）を提出し、かつ、その後において連続して確定申告書を提出していることとする。

一　当該適格合併等の前に当該被合併法人等となる内国法人を合併法人とする適格合併（以下この号において「直前適格合併」という。）が行われたこと又は当該被合併法人等となる内国法人との間に完全支配関係がある他の内国法人の残余財産が確定したことに基因して法第五十七条第二項の規定により当該被合併法人等となる内国法人の欠損金額とみなされたもの　当該直前適格合併の日の属する事業年度又は当該残余財産の確定の日の翌日の属する事業年度

二　法第五十七条第五項に規定する承認の取消し等の場合において同項の規定により当該被合併法人等となる内国法人の欠損金額とみなされたもの　同項に規定する最終の連結事業年度終了の日の翌日の属する事業年度

第百十二条第二項を削り、同条第三項中「適格合併等に係る同項に規定する合併法人等（以下この項及び第七項において「合併法人等」という。）の同条第二項」を「内国法人の同項」に、「当該適格合併等に係る被合併法人等の同条第二項」を「同条第二項の適格合併又は残余財産の確定に係る被合併法人等の同項」に、「二以上の被合併法人等が行う適格合併等」を「当該適格合併が法人を設立するものである場合」に、「適格合併等が法人」を「適格合併が法人」に改め、「（以下この項において「新設適格合併等」という。）」を削り、「適格合併等が新設適格合併等」を「適格合併が法人を設立するもの」に、「、当該適格合併等」を「、当該適格合併」に、「、当該内国法人の」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項から第六項までを削り、同条第七項中「適格合併等のうち」を「適格合併のうち」に改め、同項第一号中「適格合併等」を「適格合併」に、「被合併法人等」を「被合併法人」に、「被合併等事業」を「被合併事業」に、「第三号」を「以下第三号」に、「係る合併法人等」を「係る合併法人」に、「当該合併法人等」を「当該合併法人」に、「の合併等事業」を「の合併事業」に改め、「次号」の下に「及び第四号」を加え、同項第二号中「被合併等事業と合併等事業（当該被合併等事業」を「被合併事業と当該合併事業（当該被合併事業」に、「被合併等事業と当該合併事業」を「被合併事業と合併事業（当該被合併事業」に、「適格合併等に係る被合併法人等と合併法人等」を「適格合併に係る被合併法人と合併法人」に改め、同項第三号を次のように改める。

三　被合併事業が当該適格合併に係る被合併法人と合併法人との間に最後に支配関係があることとなつた時（当該被合併法人がその時から当該適格合併の直前の時までの間に当該被合併法人を合併法人、分割承継法人又は被現物出資法人（次号において「合併法人等」という。）とする適格合併、適格分割又は適格現物出資（以下この号及び次号において「適格合併等」という。）により被合併事業の全部又は一部の移転を受けている場合には、当該適格合併等の時。以下この号において「被合併法人支配関係発生時」という。）から当該適格合併の直前の時まで継続して営まれており、かつ、当該被合併法人支配関係発生時と当該適格合併の直前の時における当該被合併事業の規模（前号に規定する規模の割合の計算の基礎とした指標に係るものに限る。）の割合がおおむね二倍を超えないこと。